

荏田町立学校部活動に関する指針

平成 3 1 年 3 月 策 定

(令和 6 年 3 月 改定)

荏 田 町 教 育 委 員 会

1 部活動の意義と目的

部活動は、学校教育活動の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教職員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、中学校体育連盟主催及び中学校文化連盟主催の大会（以下、「連盟主催大会」という。）等に参加したりし、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。また、生徒の自主性を重んじて行われることで、生徒が互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係の形成に資するとともに、体力の向上や健康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツや文化等に親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎となるものである。なお、体力や技能の向上を目指すことのみに偏ることなく、適切な指導や支援によって、仲間と協力し、切磋琢磨し、生徒一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができるようにすることを目的とする。

2 部活動の適切な運営のための体制整備

(1) 部活動指導方針の策定

部活動の指導は、部活動顧問や部活動指導員等（外部指導者を含む。）の意思のみで行われることなく、学校教育活動の一環として校長を中心とした責任体制のもと、学校の指導方針に沿って行われるものである。そのため校長は、部活動の意義と目的の達成と、生徒、保護者及び地域の理解や協力体制を整えるため、スポーツ庁及び文化庁が示す、部活動のあり方に関する総合的なガイドラインや福岡県及び荏田町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が策定する指針等に則り、「学校における部活動指導方針」を策定し、公表するものとする。また、部活動顧問は、「学校における部活動指導方針」に基づき、「年間の活動計画」並びに「毎月の活動計画及び活動実績」を作成し、校長に提出するものとする。なお、「学校における部活動指導方針」の公表にあたっては、学校ホームページや教育委員会ホームページ等へ掲載するとともに、PTA 総会や保護者説明会等の場で説明を行い、保護者への協力を求めるものとする。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、部活動顧問を複数配置し、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。

- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- 校長は、教職員の部活動への関与について、国及び福岡県が示す通知及び方針等を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境及び文化活動の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ及び文化団体との連携、保護者の理解と協力、社会教育団体等の活用等により、地域における環境整備を進める。
- 教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ及び文化的指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- 教育委員会は、各学校の生徒や教職員の数や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用するよう努め、学校に配置する。

3 部活動における休養日と活動時間について

(1) 適切な休養日及び活動時間の設定

部活動における休養日及び活動時間については、原則として、以下を基準とする。

◆部活動における休養日及び活動時間の基準◆

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、週末（土曜日及び日曜日）は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、連盟主催大会の2週間前の週休日における両日活動については、生徒の負担を考慮した上で活動を認める。その他の期間に両日実施する場合には事前に校長の承認を得た上で、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。なお、学校閉庁日には、部活動を行わない。
- 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。（練習試合や遠征などで半日を超える場合は、事前に校長の承認を得て、保護者・生徒の理解を得た上で実施する。）

なお、部活動を行う生徒の心身の状況はそれぞれ違うことから、前述の基準のみならず、個別に休養日や活動時間を設定するなどの配慮をすること。また、休養日及び活動時間等の設定については、定期試験前後の一定期間の部活動休養日を設けたり、週間、月間、学期単位等での活動頻度・時間を設定したりするなど弾力的に定めることができるものであること。

(2) 参加する大会や練習試合等の見直し

校長及び部活動顧問は、連盟主催大会以外の大会や練習試合等について、以下の点に配慮し、見直しを行う。

○校長は、大会の教育的意義、生徒や部活動顧問、保護者の負担等が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

○部活動顧問は、シーズン期とそれ以外の時期の活動が、メリハリのついた活動となるよう、参加する大会等を精選し、年間の活動計画に参加する大会等を位置づける。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 体罰等禁止の徹底

校長、部活動顧問及び部活動指導員等は、部活動の実施に当たり、「運動部活動での指導ガイドライン」（平成 25 年 5 月文部科学省）や「体罰によらない指導の手引」（平成 25 年 8 月福岡県教育委員会）に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取り組みが徹底されるよう、適宜、支援・指導・是正を行う。

(2) 部活動顧問及び部活動指導員等が指導上注意する事項

○勝利のみを目指すのではなく、連帯感、責任感等を育成することに努めること。また、異年齢集団における上級生、下級生等の適切な人間関係の在り方についても指導すること。

○独善的な指導ではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の主体性を尊重しつつ、目標や活動内容を検討すること。

○生徒のよさを見つけて伸ばす肯定的な場面と注意を促す指導の場面に応じて適切に行うこと。なお、注意指導の後にはフォローアップに留意すること。

○生徒の発達の段階、体力、技能の習熟度に応じた練習や日々の健康観察に基づいた無理のない練習を行うこと。

○運動部活動の指導にあたっては、競技団体等が作成する運動部活動指導手引を参考に、合理的でかつ効率的・効果的な指導に努めること。

5 生徒の健康・安全確保

(1) 危機管理の徹底

校長は、部活動で生徒の突然死や熱中症等が発生していることに鑑み、事故の未然防止や事故が起こった場合の対処方法の確認、医療関係者等への連絡体制の整備を盛り込むなど、「部活動における危機管理マニュアル」を作成し、職員会議や校内研修会等により日頃からその周知に努めること。

(2) 部活動顧問及び部活動指導員等による直接指導

部活動顧問及び部活動指導員等は、原則として生徒の活動に立会い、直接指導すること。ただし、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合は、他の部活動顧問や部活動指導員等と連携・協力したり、事前に生徒と安全面に配慮した練習内容の打合せをしたりする等により、安全配慮義務の遂行に努めること。

(3) 施設設備等の安全点検

校長、部活動顧問及び部活動指導員等は、施設設備及び用具を適切に使用しなかったり、点検や確認を怠ったりすることが事故の要因となっていることを再認識し、器具等については、生徒に事前に使用法や危険性を十分に指導し、危険回避能力を身に付けさせること。特にサッカーゴール等の移動式設備・用具については確実に固定するとともに、保管時も転倒等の防止策を講じること。

(4) 活動場所の安全配慮

部活動顧問及び部活動指導員等は、複数の部活動が同じ活動場所を使用して練習する場合等においては、人員配置により危険回避を呼びかけたり、ボールや陸上競技の投てき物などの到達範囲等を考慮し、練習内容に応じて活動時間を変更したりするなど、安全対策を確実に行うこと。

(5) 大会引率

引率責任者は、練習試合や大会への引率については、交通手段等も含め、保護者に対して、事前に十分な説明を行うこと。部活動顧問及び部活動指導員が運転する自家用車等での生徒引率は、行わず、生徒は原則として公共の交通機関を使用すること。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

校長は、生徒の多様なニーズに応じ新たな部活動を創部しようとする場合は、生徒・教員数の動向、生徒や保護者の意向、継続的な運営の可能性を考慮し、慎重に検討すること。また、部活動の統合や休部・廃部を検討する場合には、所属する生徒やその保護者に対して現状や検討結果などを十分説明し、丁寧に対応すること。なお、部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満たさなくなった場合は、生徒の活動機会が損なわれることがないように、他校との合同チームや合同練習などの取り組みを推進すること。

7 地域や保護者等との連携・協働

校長、運動部顧問及び部活動指導員等は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、大学等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に生徒を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めること。なお、学校と地域・保護者が共に生徒の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、地域と連携した取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促すこと。